

Peter Bicklé

Deutsche Untertanen Ein Widerspruch

服部 良久

本書はP・ブリックレがベルン大学への転任に際して、それまでのザールブリュッケン大学でのドイツ中近世の社会構造に関する研究を集約するために行なった講義をもとにしたものである。ブリックレは、既に農民戦争の研究に関して日本でも注目されているように、中世後期から近世にかけての農村構造史、農民闘争史、シュテンデ制研究に新しい地平を拓いてきた。その基本的動機は、農民をも積極的な国家形成的モメントとして把握する、新しい政治構造史の構築にある。本書はこうした研究成果を集約することによって、一三〇〇—八〇〇年のドイツ史を右記の観点から再検討し、新たなドイツ史像の形成にむけての問題提起をなすことを目的とするものである。従って本書は実証的研究書ではないが、それだけブリックレのドイツ史の構想が明確に示され、刺激的かつ挑発的である。以下、内容を紹介しよう。

序章 「臣民」とオーブリヒカイト——テーマの概念的限定

「臣民」Untertanenの語は、一八世紀以来今日まで、隷属性、

責任回避、服従、卑屈といった否定的イメージと結びつけられ、本格的な歴史研究の対象とはならなかった。本書で扱う「臣民」とは、こうしたイメージを負う以前の時代のそれである。一六世紀初まで「臣民」と一般人 Gemeiner Mann は、市民と農民を意味する同義語であったが、まもなく両語の適用は農民に限定されていった。他方、一八世紀の法学者J・J・モーザーが、ドイツの臣民とは帝国でなく、帝国直属のヘルに服す人々であると述べるように「臣民」と対概念をなすオーブリヒカイト(支配権力)の実態は、中世後期以降の帝国では何よりも領邦権力であった。そこでブリックレは、領邦権力と「臣民」(主として農民)の関係を、その政治システムの中で考察することを主要課題とするのである。(以下、評者が「臣民」と記すのはUntertanenのことであり、又「」の意味は結語で明らかにしよう。)

領邦国家におけるオーブリヒカイトと「臣民」の、一三〇〇—八〇〇年に亘る対抗は、「臣民」の積極の意味における政治団体としての統合、即ち地方レヴェルにおける(+)ゲマインデ、領邦レヴェルにおける(=)ラントシャフトという形で展開した。また否定的な統合の形をとったものが(=)叛乱revoltである。以上のような三つの「政治的」形態の設定により、ブリックレはドイツ「臣民」のアクティヴな政治史叙述を、ひとつのモデルとして提示しようとするのである。

第一章 国家的機能をもった団体としてのゲマインデ

中欧では一三〇〇—八〇〇年の間、公的諸機能を担うゲマインデが普遍的にみられた。村落ゲマインデの成立は、生産性の向上

のみならず、農民のコミュニケーションの強化による社会的、政治的批判能力の形成、ヴィリカチオンの解体にともなう、他律的で非自由な被支配民 *Hinterlassen* から自律的に労働する農民 *Bauern* への成長、ヴィリカチオンにかわって命令権、法制定権、裁判権を自らのものとした、制度化された自治団体への発展、等をもたらしした。このようにブリックレは、K・S・バーダーの村落研究に依拠し、中世後期の村落ゲマインデ形成を、法と平和の維持において国家的機能を有す団体への農民の統合と考える。

しかしかかる国家的機能も、一五・六世紀以降のランデスホーハイトの形成過程で次第に失われてゆく。その経過は、地域の政治構造に応じて多様である。ブランドンブルクでは、一四世紀のうちに殆ど全ての村落に対するオーブリヒカイトを我物とした騎士領所有者たる貴族の下で、村落ゲマインデは公的・政治的性格を喪失し、単なる経済団体へと下降した。一四—一八世紀に帝國東部で一般化したこの現象を、ブリックレは村落ゲマインデの「禁治産化」*Entmündigung* と呼ぶ。他方、西部、西南部では、村落ゲマインデは一八世紀まで、都市と同様な自治権を維持し得た。この相違は、自律的な村落ゲマインデと封建的貴族支配の相互排他性から説明される。周知のように、東部の貴族が西ヨーロッパの穀物市場と結合することによって農業危機を克服し、村落自治を圧倒しつつグーツヘルシャフトを形成していったのに対し、西部の在地貴族は農業危機の中で権力基盤を弱体化させ、都市の優越が顕著となった。従って西部の領邦では都市経済が重要な財源を提供し、領邦議会内で市民代表は主要勢力をなした。即ち貴族支配の弱体化の故に國家と都市の原理が共生し、村落をも含め

てゲマインデは、未整備な國家の地方行政（アムト制度）を代行したのである。

都市をも視野におさめたブリックレはここで、マウラー、ペロウ、バーダーの研究の流れに依りつつ、都市、とりわけ小都市と村落の外見的、内部構造的、法制的類似性を指摘したうえで、両者をゲマインデとして一括する。そして一般人 *Gemeiner Mann* の「政治的組織形態」としてのゲマインデと封建制の原理的対立を、一五世紀初のザンクト・ガレン修道院領で生じたアペンツェルの農民蜂起、及び都市をも含めたその発展形態である湖畔同盟と、後のシェヴァーベン同盟の先駆たる諸侯・貴族同盟「聖ゲオルクの盾」団の対抗過程の中に例証しようとする。O・ブルナーはゲマインデと封建支配を、宥和的、相互補完的な関係において捉えたが、ブリックレは右記の如きその運動過程の中に、両原理の相互排斥性を見んとするのである。両原理の内容は後段でもふれられるが、ここではさしあたり、ヘルシルト制に示される如き封建の原理の不平等性と、ゲマインデにおける完全資格成員の平等性のみがあげられる。完全資格成員とは家父 *Hausvater* であり、従ってゲマインデとは「比較的まとまった集落単位の枠内にて國家的機能を担う家父の、社团的、共同体的団体 *korporativ-genossenschaftlicher Verband*」ということになる。このようなゲマインデ原理の貫徹の例としてまず、帝國都市の自立化過程がモデル的に述べられる。さらに都市と並行した農村ゲマインデの自治的發展の顕著な例として、スイス誓約同盟の他に、南ドイツのグラウブュンデンのゲマインデ、そして少し事情は異なるが、北ドイツのデイトマルシェン農民団をもあげることができる。こ

これらのゲマインデはその領域内で、フォークタイを自治的な権能とし、これを基軸に公法的、國家的、ランデスヘル的諸機能を担当したのである。

以上のようなゲマインデの政治的機能の拡大と定着は、それらが帝国直屬資格を得ぬかぎり、領邦内でのゲマインデのラントシユテンデへの参加として結実してゆく。そこでブリックレは次に、シユテンデを通じて、「臣民」の能動的な政治史の過程を考察することになる。

第二章 領邦國家次元における「臣民」の政治的代表制としてのラントシャフト

ブリックレのいうラントシャフトとは、彼の名著 *Landschaften im alten Reich*, 1973 によれば、ひとつの支配領域（ヘルンシャフト）におけるゲノッセンシャフト的、社團（コルボラチオン）的に組織された「臣民」団体である。しかし史料的にはティロルの如く貴族を含むラントシユテンデとほぼ同義であることも多く、本書でも厳密な区別はなされていない。ブルンナーによれば、ラント身分資格を有したのは「家」を所有するラント住民であった。ブルンナーは、ランデスヘル直屬の都市が身分資格を得たのは、その直轄領的支配を脱し、貴族の「家」に近い機能具えるに至ったからだと述べるが、ブリックレはこの説明には無理があるとした。M・ミッテラウアーによれば、ラント身分資格の条件は、ランデスヘルへの直屬性と自立的な支配の諸権限 *Herrschaftsrechte* であり、後者は家原理とは関係なく、自治的な都市・村落ゲマインデによって集团的に形成されることも可能であると述べ

る。この指摘はブリックレにとって、「國家的機能を担うゲマインデ」をラントシャフトの一要件とすることを可能にするものであった。

〈ティロルのタイプ〉 続いてブリックレは農民的ラントシャフト形成を二類型に大別して考察するのだが、その際、貴族身分を中心とした法制的、社会学的身分概念（M・ヴェーバー）は有効ではない。ティロルでは、ラント議會に相当するのはランデスヘルの顧問會議と宮廷裁判所である。ここには貴族、都市とマルクトに続いて、一四世紀前半には修道院、及びランデスヘル直屬の裁判共同体Ⅱラントゲリヒトを単位とした農民団体が加わった。この四身分は、ラント議會にて等しい議席数を占めた。ラントゲリヒトはそれ自体、地域的ゲマインデであり、その代表者は、ラント議會に様々な苦情を提出すると同時に、ランデスヘルの諸要求をラントゲリヒトに持ち帰って協議した。このようなティロルにおけるゲマインデとラントシャフトの國家的機能は、以下の例でより明らかとなる。即ち、一四〇四—一八九年の農業制度、都市經濟、裁判制度に関する四つの部分ラント法令は、何れも都市と農民の苦情に基づくものであった。農民戰爭中のメラン・インスブルック九六箇条苦情書と一五二六年のラント法令の内容的関連もまた明白である。このような、貴族のそれを凌駕する如きゲマインデの政治的機能は、ラント防衛のための軍役負担と租税分担にも現われているが、それらが総じて農民の主體的努力（蜂起、苦情）の成果であることも忘れてはならない。それは、ザルツブルク大司教領の農民ゲマインデ（ゲリヒト）のラントシャフトが一四六二年の課税問題を契機とする蜂起と、そしてバーデン辺境

伯領の場合は一五二四年の「貧しきコンラート運動」と結びつくことから明らかである。

ヘケンブテンのタイプヘ ケンブテン修道院領における農民ラントシャフトの起点は、修道院側の体僕政策に対する一四九一年の農民蜂起に求められる。その際農民は、代表制議會の獲得をめざした。農民の闘いは翌年の挫折後も続けられ、農民戦争に入った一五二五年、メミンゲン協定の締結をみた。これを契機に農民代表制ラントシャフトが形成され、身分問題、土地保有条件、税制等の問題は農民側に有利に決定されたのみか、その変更はラントシャフトの合意によってのみ可能とされたのである。以後、修道院側のラントシャフト抑圧、排除の企ては、農民蜂起と帝国宮廷顧問會議の農民支持によって阻止された。さらに三〇年戦争後、修道院の帝国税に関する巨額負債の処理を契機として形成された農民の銀行的な財務組織 *Landchaftskasse* は、ラントシャフトの制度的核をなしたのである。以上のように、ケンブテンのラントシャフトの特色は、農民のみからなるという社会的一元性、及び農業制度と財政におけるきわだった機能にある。こうしたタイプは、一五世紀後半から農民戦争期にかけての、封建反動を横杆としたグルントヘルシャフトによる小領邦形成過程でみられるものであるという。その場合、農業制度の改悪（体僕制導入等）阻止が農民の主要な動機をなし、その成果としての農制上の協定が農民のラントシャフト設立証書たる意味を有した。

以上二つのタイプにみられるように、「臣民」がラントシャフトをなす条件は、ランドスヘルへの直屬と能動的な政治的機能であり、さらに付言すれば、「臣民」は家父としてゲマインデ内の

政治資格を有した場合のみ、領邦レヴェルでの政治的代表制ラントシャフトへと到達し得たのである。

時代的推移の中でみれば、一三〇〇—一五〇〇年がシュテンデの制度的強化と政治的意義の増大の時期であるのに対し、一六五〇—一八〇〇年は領邦絶対主義の下でのシュテンデの漸次的な機能喪失と組織的解体、とりわけゲマインデのシュテンデからの排除が進む時期である。しかし帝国西部、とりわけ小邦では一元的な臣民団体 *Untertanenschaft* の形成が早く（ケンブテンの例）、大邦内の貴族と都市の対立の如き内的分裂が少なかった故に、むしろ農民のラント身分資格もよく維持された。結局、西部諸邦に特徴的な「臣民」の政治代表制は、この地方のゲマインデの政治的国家的機能に負うところが大きかったというのである。ブリックレはこのような国家構造の原理は、一九世紀以降の歴史、政治学者よりも旧身分社会の同時代人によく認識されていたとし、国家をシュテンデ主権にもとづく、政治的単位の自発的な結合体 *sozialer Societas* と考えた一六世紀後半—一七世紀初めの法学者 J・アルトゥジウスを紹介している。

第三章 政治的統合への試みとしての叛乱

約二五〇の都市叛乱と一二〇の農民叛乱という数字によって、旧帝国の民衆叛乱は他国のそれからきわだっている。前述のような農民闘争とラントシャフト形成の因果関連をおもえば、こうした叛乱 *Revolt, Rebellion* を「革新性、イデオロギー性を欠く非合理的なリアクション」と見做すことは誤りである。むしろブリックレは P・ビールブラウアが作成した農民闘争の展開過程モデ

ルに依りつつ、この過程を貫く明確な農民の政治意識を強調する。W・シュルツェによれば、そこには後統世代のために異常な重荷をも負うという、農民の「未来にむけられた法意識」が存在した。

農民叛乱は、グルントヘルシャフト、グーツヘルシャフトに対するものと、租税叛乱に大別される。前者は帝国西部、西南部に屢々みられた農業危機への領主的対応としての体僕制強化に対する反発を契機とする。そこに現われた自由世襲保有、移動の自由の確保要求は、体僕原理に対する、ゲマインデ原理―労働とその成果に対する農民自身の自由な処置権に基づく―の対置であった。そして体僕制強化が西南ドイツの聖界グルントヘルにとつて小領邦形成への手段をなしたとすれば、これに対する農民叛乱は、農業構造のみならず、全体的な支配構造Ⅱ国制に関わるものであり、それは前述のケンブテン修道院領等の例に示されるとおりである。この他、エルベ以東においても、一八世紀に度々顕在化した農民の不満がランドスヘルの農民保護政策、さらに後の農民解放に結びついたように、農民運動はランドシャフトに結実しなかつた地方でも、支配構造に少なからぬ影響を与えた。

租税叛乱は初期近代国家としての領邦の形成、発展期にのみみられ、現実には官吏制度、立法の一元化への反抗を含む、総じて領邦国家への叛乱というべきものであった。そこに現われる要求は、課税同意権のみならず、税の使用方法の決定機関への代表制を含んだ。即ち租税叛乱とはつまるところ、農民のランドシャフトをめざすものであった。ザルツブルクやヴェルテンベルクにおける農民のランドシャフト獲得は、まさしくこうした租税叛乱の性格を証言する例であり、また逆に農民のランドシャフトが既に

保証されていた領邦では、租税叛乱は生じなかつたのである。

以上二つのタイプを通じて確認し得るのは、農民叛乱は各々の地域、時代の、農民にとって最も重要な政治システムに対するものであり、根本的な価値、規範体系に関わるものであったことである。

ブリックレは「都市叛乱 *Sadtrevolle*」を、構成員Ⅱ家父の政治的平等性というゲマインデ原理の貫徹をめざす、都市当局に対する蜂起であると規定する。その限りでは、かかる都市内叛乱が、帝国都市の如き国家的性格を有した自立的都市で典型的にみられたのに対し、政治的自立度の低い領邦都市では少なかったことは当然である。

第四章 「臣民」とオーブリヒカイト 「下から」のドイツ史の時代区分の試み

章題に示されたこの試みは、従来の、農民の役割を一顧だにしなかつた時代区分、時代概念を修正乃至は補完しようとするものである。ブリックレは本書で扱った一三〇〇―一八〇〇年を、（地方）自治主義或いは自治共同体主義 *Kommunalismus* と、概念で一括し得るまとまつた時代であると考ええる。一三〇〇年以前は、純粹に農業的な社会、他律的な労働、大多数の人間の政治的未熟と集団的隷属を、そして一八〇〇年以降は社会の工業化、経済的、政治的行為の主体としての個人の自由を本質とした。これに対し自治主義の時代には、相対的、機能的な自由、家族経営を基盤とする自立的労働、家父の政治的資格が、ゲマインデを通じて保証された。即ちその本質において「下から」性格づけられる

時代なのである。ここにブリックレは自治主義を、封建制、資本主義、絶対主義と同等の有効性をもつ時代区分上の概念として提示する。

自治主義の時代のうち一三〇〇—一五五〇年は、ゲマインデの結合による国家形成の試みと失敗の繰り返しを繰り返す時期であり、ブリックレはこのような自治的・同盟的 *kommunal-bündische* 国家モデルは、帝国、領邦と並ぶ第三の道の可能性を示すものと考えた。スイス誓約同盟がこのモデルに最も近いことは言うまでもない。一二八三年に教区連合の形態をもって成立したディトマルシェンはやがて上級裁判権、法制定権を我がものとし、一五世紀には帝国直属性を得、ラント法を定めた。その歴史は一五五八年のホルシュタイン伯に対する敗北まで続く。前述の湖畔同盟も、短命ではあったが、一時はボーデン湖・ライン溪谷の殆ど全ての都市と村落を含む政治団体をなした。さらに農民戦争は、ゲマインデを基礎とした自治的原理を国家的組織たらしめんとする運動の頂点をなすものである。即ち都市と村落が結合した農民団 *Hauften* のさらなる結合によって成立したいくつかのキリスト教同盟は、帝国内の国家的、政治的団体と見做すべきであり、都市と村落から選ばれた農民団の指導者は、諸侯支配にかわる政治的権能を行使したのである。

このような自治団体同盟的国家への傾向は、同時代の文学、政治理論、神学の中にも反映されていた。中世末期から現われる様々な帝国改革文書において、都市の評価が高かったことはいうまでもない。「上ラインの革命家」は一般人の革命による帝国の改造を説く。「ドイツ国民の欲求」なる文書は、都市と農村を中心

とした帝国の裁判制度の構想を述べる。

初期ルターにみられる、全信徒の平等と、信者の集会、ゲマインデの信仰上の問題に関する自主決定権の承認をもって、ブリックレはこうしたルターの教説を、ゲマインデ原理の最も適切なイデオロギー的根拠づけをなすものとし、またそれ自体、ドイツにおけるゲマインデの歴史的認識によって生まれたものと考えている。さらに同時代人の意識の中でルター説が、中世後期以来輪郭を整えてきたゲマインデ同盟の国家モデルの神学的根拠づけをなしたとき、それはゲマインデ原理の固有の政治的、自治的志向性を「一般人の革命」*Revolution des Gemeinen Mannes* (農民戦争)へと導いてゆく。しかし結果として農民戦争が、初期ルターのゲマインデ的キリスト教から、同じくルターの著しく保守的な俗的統治論に支えられた領邦教会制に至る道を拓いたことは周知のとおりである。

さてルター主義が、強力な貴族支配の下でゲマインデ原理の定着が弱かった帝国東部に浸透したことを重視するブリックレは、この地域の再封建化はルター主義なしには考えられないと断言する。「神に由来するオーブリヒカイト」論は、発展する諸侯権力を基礎づけ、グルントヘル、グーツヘルの支配者としての自己意識を強化したというのである。東部の騎士領における大規模な農民追放と、土地緊縛・ゲジнде強制を通じてのグーツヘルシャフトの強化は、従来考えられたように一七・八世紀ではなく、一六世紀後半という宗教改革に続く時期の現象なのである。

三〇年戦争期までは、上ドイツ、オーストリアの農民蜂起にみられる如く、自治主義の原理は封建的原理に対抗する力を完全に

失ってはいなかったが、この後、貴族と「市民」の隔たりを強化し、「臣民」概念に輕蔑の意味を付加する傾向が強まった。主として大グルトヘルシャフト、グーツヘルシャフトが優勢な地方で一六七〇—一七五〇年に隆盛をみた家父の書 *Hausväterliteratur* は、同時期の貴族支配のイデオロギー的表現であった。その中で理念化された社会的、経済的、政治的単位としての「全き家」の長たる家父は、ブリックレによれば、ルターの社会倫理教説における家父 *Familienvater* と一致するものであり、家父の書の著者は屢々、福音派牧師でさえあったという。こうして一七世紀後半以降、ドイツの「臣民」が政治生活から排除され、劣格的存在への道を歩む過程は、ドイツ民族が自意識を喪失し、西方諸国の宮廷文化が無批判に受容されてゆく時期でもあった。

結語 ドイツの「臣民」——ひとつの矛盾

従来の、外交、理念、人格を重視する伝統史学が「臣民」を重要なファクターとして把握し得なかったことはいうまでもないが、最近までの中・近世の社会史研究も、下層民研究 *Unterschichtenforschung* の枠組の中でのみ「臣民」を視野に入れたにすぎない。そこではせいぜい、階層分化と社会的流動性が問題とされたのみで、社会的下層民の政治的意義を問うことはなかった。これに対しブリックレは、本書のタイトルでもある本章題によって、ドイツ史における「臣民」原理とオーブリヒカイト原理の弁証法的プロセスを示そうとした。今一度繰り返せば、「臣民」の原理とはゲマインデを基盤とした自治主義の原理であり、水平な人的結合と相対的に自由な労働制度（労働過程と生産物の処置に関する）

を内容とする。オーブリヒカイトの原理は封建的原理とはこれらの裏返しである。ブリックレはこの両原理の弁証法のプロセスを、政治史、国家史として、一五五〇年ころを境とした時代的変化及び、帝国東部と西部の差異という空間的対比をふまえて概観してきた。一八世紀以来「臣民」の語に、隸屬根性・責任回避などの否定的な意味を負わせてきたのは、彼らの、権力国家、オーブリヒカイトとのきびしい対立と闘いの最終的結果にすぎない。少なくとも本書が対象とした時代においてはドイツの臣民はその意味での「臣民」ではなかった。これが本章のタイトルの意味するところである。

以上、小著であるにもかかわらず本書の内容を詳細に紹介したのは、冒頭で述べたように本書がブリックレのこれまでの、それ自体刺激的な個別研究の成果を凝集させたものであり、ドイツ史叙述の視点の新しさ、構想の大きさと、概念・仮説・モデルを文字通り縦横に駆使した鋭角の分析に、従来のドイツ史研究書にない魅力が感じられたからである。正直なところ評者の動機は何よりもまず、かかる研究書が西ドイツ学界においても現われたことを紹介したいという一点につきる。しかし書評の本来の責の一端をも果たすべく、以下、若干のコメントを記してみよう。その際、問題提起を目的とする本書に対しては、記述の個別的、実証的吟味よりも、その方法・論理・視点そのものを対象とした論評が有益であることを念頭に置いておきたい。

本書の特色のひとつは、下部構造ともいうべき「臣民」の歴史を論しながら、これを政治史・国家史と結合させ（両者の弁証法

的關係)、さらに文化現象をもその枠内に位置づけようとする全体構造史的方法にある。これは明らかに、常に政治史的過程と関連させつつ社会構造を考察しようとする、最近の近現代史研究を中心とした西ドイツの社会史派の動向と軌を一にする。というよりむしろその影響を受けてのことであろう。大戦前後を通じて殆どその方法と対象の変化をみなかったままのドイツの前近代史研究の分野に、かかる新しい動向が現われたことは、喜ばしいかぎりである。しかし、公的権力を占有した国家範疇と私的経済社会たる市民社会の分離を前提とした一九、二〇世紀における政治史と、両者の未分化な前近代の政治史を同日に論じることができないのは自明である。さしあたりブリックレのいう一般人の、そしてゲマインデの「政治的」機能とは、ラント議会レヴェルでの、従って近代的意味でのそれに近いものと、O・ブルンナーが、ヨーロッパ前近代においては全ての人間と人間集団の行為は政治的であった、と述べる意味における広義の政治的機能(とりわけゲマインデ内レヴェルでの)の双方を含んでいることに留意すべきであろう。そして、従来分離して、乃至は後者に限定して考察されることの多かった双方のレヴェルにおける政治的機能を統一的に捉えることによって、国家形成に積極的に関わってゆく一般人「臣民」の能動的な政治史の過程を把握し得たことを、ブリックレの業績として評価すべきであろう。また、この点においてブリックレは、ブルンナーのラント構造論の影響をうけながらも、その静態的な政治構造史の限界を越えることができたのである。今ひとつの本書の特色は、各章題が示すように、いくつかの基軸的概念を用いた明確なパラダイグマ「臣民」⇨家父⇨ゲマイ

ンデ⇨(叛乱)⇨ラントシャフト⇨国家)の設定にある。これはブリックレが前がきで述べているように、「下からの」ドイツ史像のためのテーゼをモデルの単純化、そして多様化でなく一般化によって提示しようという本書の目的からすれば、疑いもなくメリットであろう。しかしそれでもなお、本書のライトモチーフが、「臣民」とオープリヒカイトの原理の弁証法的過程であると述べられたことと照合するとき、右記のパラダイグマに内在する問題が生じてくる。そもそも一三〇〇—一八〇〇年の五〇〇年間を、固定化された「臣民」—ゲマインデの原理と、オープリヒカイトの封建的原理の対抗というシエーマで通観することは可能だろうか。ブリックレはヴィリカチオン解体にともなう村落ゲマインデの成立を、社会的・経済的・政治的秩序の根本的变化をもたらすものと述べ、その内的構造原理を説明した後、この状態をいわば五〇〇年間凍結する。その結果、ゲマインデと支配権力は各々、独自の原理に基づく自立的運動体となってしまう。従って「臣民」の政治的・国家的機能とは、各地域の主要な封建支配システムの権力政策に対する、不変のゲマインデ原理の自己貫徹の努力過程としてしか把握されないことになるのである。

いうまでもなく現実には、中世後期以降の国家権力の形成自体、農民・市民のゲマインデの形成と発展、及びこうした現象を生じさせる社会経済的条件に依拠していた。また逆にブリックレのいうゲマインデの政治的、国家的機能は、当該地域の権力編成の過程に規定されたものでもあった。二つの原理を所与の如く固定化するのではなく、このような相互規定性において考えることこそ、ブリックレのいう弁証法的プロセスの把握に近づく道ではないだ

ろうか。またさなければ、そもそも何故、両原理の対抗関係が領邦国家の枠内で完結したのか、というドイツ史上の最大の問題が視野に入っていないことにもなるのである。勿論、「臣民」、ゲマインデと支配権力の歴史過程を全て不断の相互規定性に解消することは、社会集団と支配権力の構造原理・運動原理によって、ドイツ史のダイナミズムをシェーマティシュに説明するというブリックレの目的とそのメリットを失わせる危険をもともなう。しかし少なくともブリックレ自身の設定した一五五〇年、一六五〇年を境とする時代区分毎に、右記の視点から小括を加えたならば有益であったと思われる。

旧帝国内では制度化された全ての政治資格が身分と結合した形でのみ実現されたとすれば、領邦レヴェルでの「臣民」の政治的資格が、集団身分ともいうべきゲマインデ・ラントシャフトを媒介としてのみ達成されたのは当然である。その意味でゲマインデを、「臣民」の政治的、国家的な機能単位として捉えたブリックレの視点は正鵠を射たものであるといえる。しかしここにも固定化にともなう問題がある。家父の平等性というゲマインデの構造原理はどの程度維持され、貫徹されたのか（通時的・共時的に）、ゲマインデ内の、或いはゲマインデの枠を越えた農民の階層的及び階級的矛盾、それにこうした矛盾を利用した支配権力によるゲマインデの「取り込み」が考察に入っていないか（ブリックレ自身が批判した「下層民研究」の重要性）、等々の批判は実証次元に属するものでもあり、ここではこれ以上立入ることはひかえる。しかしたとえば、農民戦争に関する初期市民革命論が、その有効性自体はさておいても、ブリックレの視点からはおよそ

議論の対象とさえなり得ないことは、やはり固定化された政治構造原理的把握の問題性を示すものであろう。さらに付言すれば、家父・ゲマインデ・ラントシャフト・国家のバラディグマを、ブリックレ自身、一三〇〇—一八〇〇年の身分制社会においてのみ有効な完結したものと規定したかぎり、それはそれで良いとしても、このバラディグマが失効するこの時期以降の社会と国家の構造への展望をなし得なかったことについては、同じ問題性を指摘し得るのであろう。

やや立入った問題を一点のみあげるとすれば、「叛乱」の章にてブリックレが、農民蜂起と同様の性格のものとして、都市内部の蜂起（ブリックレはこれを「ツンフト闘争」「社会的プロテストとしての叛乱」「宗教改革時代の叛乱」「一七、八世紀の蜂起」の四種類に分類する）のみをとりあげたのは当を得ていない。勿論、近年の下層民研究の成果をふまえるなら、都市内蜂起を全て、ゲマインデ原理の貫徹を目的とするものと考えること自体疑問であるが、農民叛乱の場合と同じく、ゲマインデの国家的、政治的機能をめぐるゲマインデそのものを基盤とした闘争として「都市叛乱」を考えるとすれば、むしろ都市自体の封建権力に対する闘争をとりあげるべきであらう。都市共同体形成期の闘争はもとより、中世後期の様々な都市同盟の諸侯同盟との闘いは、屢々、帝国レヴェルでの国制に関わる問題を含んでいたからである。

以上、本書の基本的構成に関連する主要な問題にかぎって、思いつくままを述べてみた。その他、ドイツの再封建化とルター主義の関連性、小領邦におけるラントシャフトの位置づけ、農民戦争の捉え方など、問題とすべき点は多々残されているが、それら

はむしろ、ブリックレのこれまで公にされた個別的な研究書を対象に検討すべきものであろう。ブリックレは、現実のドイツ史における権力国家への道に対して、貫徹されることはなかったゲマインデ原理による新しい秩序への道(第三の道)を対置することによって、ドイツ史を「下から」活性化しようとした。そこにはブリックレ自身のゲマインデ理念が投影されているようにも思えるが、この点に立入る必要はもはやないだろう。本書をひとつの契機として、前近代の構造的な国家史研究に関する実り豊かな論争

が展開されるよう期待したい。

- ① 主題著書として *Landschaften im alten Reich*, 1973; *Blicke (Hg.), Aufbruch und Empörung 2. 1980; Die Revolution von 1525*, 1981. などがある。

- ② Vgl. W. Schulze, *Bäuerlicher Widerstand und feudale Herrschaft in der frühen Neuzeit*, 1980, S. 115-127.

(一六〇頁 一九八一年 C. H. Beck München)

(富山大学助教授

)